

# 産業建設常任委員会記録

令和3年6月17日

【開催日】 令和3年6月17日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前12時7分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課主査兼農林係長	平健太郎
農林水産課農林係主任主事	稲葉徹	建設部長	河田誠
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	建築住宅課長	臼井謙治
建築住宅課課長補佐	銭谷憲典	建築住宅課住宅管理係長	重村亮太郎
建築住宅課住宅管理係主任主事	壹岐隆三郎		

【参考人出席者】

参考人	高橋敏明
-----	------

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	書記	岡田靖仁
------	------	----	------

【審査内容】

- 1 所管事務調査 山陽小野田市卸売市場（旧山陽小野田市地方卸売市場）について
- 2 所管事務調査 山陽小野田市営住宅に関する事

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査は、お手元の資料の順序で行います。まず、旧山陽小野田市卸売市場について、参考人として旧山陽小野田市地方卸売市場の元市場長である高橋敏明様に出席いただいております。参考人に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げます。本日は、忌たんのない御意見を述べていただきますようお願いいたします。また、委員会の内容はインターネットで放送されておりますので、個人情報についての発言を控えていただくようお願いいたします。まず、私が参考人に幾つか質問し、その後、委員が追加質問を行いますので、御回答をお願いいたします。参考人は、委員長の許可を得て発言してください。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。参考人は、委員に対して質問することができませんので御了承願います。それでは、質問しますのでよろしく申し上げます。まず、高橋参考人が市場長でいらしたときの業務内容を簡潔にお話してください。

高橋敏明参考人 市場長の通常の業務は、売場商品の確認、競りの監視、販売原票のチェック、会社から日々提出される文書の掲示、売上高報告書の受領及び確認等です。月末の業務は、会社が作成する月報の総売上げと売上高報告書との照合、会社の入金状況や支払状況の確認です。また、市内産、県内産、県外産の物の取扱状況を把握するために、品目別、産地別の集計表を整理していました。そのほか施設の修繕や維持管理の業務を行っていました。

中村博行委員長 本日は、輪飾りの競りとキュウリの競りの2点について、集中的にお伺いします。まず、平成30年12月25日午後5時から開始した輪飾りの競りについて、競り人は藤永社長、書記は女性職員であり、競りの参加買受人は買受人ナンバー13、買受人ナンバー16、買受人

ナンバー100の3人であったことに間違いはないですか。

高橋敏明参考人 間違いありません。

中村博行委員長 他市場においては、販売原票を複写式で管理者と卸売業者がそれぞれ管理していると聞きました。山陽小野田市地方卸売市場の販売原票は、どのように管理されていきましたか。

高橋敏明参考人 手書きの販売便原票とシステムから出力した販売原票の2種類がありましたが、どちらも卸売業者が管理していました。

中村博行委員長 内容の異なる販売原票が別に存在すると聞きましたが、それは本当ですか。

高橋敏明参考人 別に販売原票があるということは、よく分かりません。確認した販売原票は、競りで販売したものと子会社を介して販売したものが記載されていました。子会社を介したことで、販売した商品の確認や照合に手間取り、分かりにくいものになっていました。そのため、社長に対して「不透明な取引が行われている」と抗議し、嚴重に注意しました。

中村博行委員長 もし先ほど申した内容の異なる別の販売原票があるのでしたら、高橋元市場長はそれを知っていたのですか。

高橋敏明参考人 先ほど申しましたように、内容の異なる別の販売原票というのはよく分かりません。私としては、見せてもらった2種類の販売原票が全てだと思っていました。

中村博行委員長 内容の異なる別の販売原票があるのでしたら、それは必要なことだったのかという議論が審査の中でありましたので、その点について、改めて伺います。

高橋敏明参考人 それについてもよく分かりません。

中村博行委員長 販売原票の改ざんの疑義が生じていたことについて、どのようにお考えですか。

高橋敏明参考人 日々の取引をシステムに入力することで、売買仕切書や請求書などの帳票が自動で作成されます。取引状況を正確に入力していれば、改ざんは考えにくいと思います。続けて発言してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ただ、競りの日に一部の輪飾りが競り場とは別の場所に置かれていました。そのことを社長に尋ねたところ、別の場所に置かれている輪飾りは、会社が注文を受けて仕入れたもので、競り商品ではないと言われました。こうした一部の事業者から注文を受ける注文の取り方、子会社を介して取引を行う行為が、不透明で不信感を招くのではないかと思います。

中村博行委員長 それでは、輪飾りの件について、委員からの質疑を求めます。

高松秀樹委員 高橋参考人は、いつからいつまで市場長をされていましたか。

高橋敏明参考人 平成30年4月から令和3年3月31日までです。

森山喜久委員 販売原票は、手書きのものとシステムから出力したものがあり、どちらも地方卸売業者が管理しているということでしたね。他市場では、管理者と卸売業者がそれぞれを管理しているという話を御存知ですか。

高橋敏明参考人 販売原票の管理の方法は、取扱要領等を定める等の検討が必要であると思います。山陽小野田市には規定がないため、特に提出等を求めませんでした。販売原票が確認できる体制は必須だと思います。

森山喜久委員 販売原票は、卸売業者と管理者とがそれぞれで管理するべきであったということでしょうか。

高橋敏明参考人 山陽小野田市のシステムは、一度入力すると、そのまま帳票が作成されます。そのため、手書きの販売原票とシステムから打ち出された販売原票の内容が同一であるかのチェックが大事であるということです。電子データで記録がありますので、管理者が全ての販売原票を保管する必要はないと考えています。

森山喜久委員 本来、手書きの販売原票を保管するべきであったということでしょうか。

高橋敏明参考人 管理者と卸売業者が販売原票を各々で保管するという御意見だと思いますが、私は、販売原票イコール出力原票であると考えております。2種類の販売原票を別々で保管するべきということまでは考えていませんでした。

高松秀樹委員 販売原票は、最初に手書きをし、手書きした内容をシステムに入力し、入力したものを最後に出力しますね。最初に手書きした販売原票と最後に出力した販売原票は、全く同一のものということですね。

高橋敏明参考人 そのとおりです。

岡山明委員 販売原票が2種類あるということですが、その内容をもう一度確認したいです。

高橋敏明参考人 まず、手書きで販売原票を作成します。その販売原票の内容を機械に入力し、機械から販売原票を打ち出します。打ち出された販売原票は、手書きの販売原票を基に作られているので、内容は同じです。2種類というのは、手書きの販売原票と機械から打ち出された販売原票

のことです。

岡山明委員 手書きの販売原票を作成し、それをシステムに入力するまでに修正が必要なこともあるかとおもいますが、最終的に手書きの販売原票の内容とシステムから打ち出された販売原票の内容が合致すればよいということですね。途中経過はどうでもよいということですね。

高橋敏明参考人 手書きの原票と機械から打ち出された原票は一致しなければなりません。人力でシステムに入力しますので、ミスをすることはあります。その場合には、全てを削除し、新たに入力していました。途中経過がどうでもよいという話ではなく、手書きの販売原票とシステムから出力された販売原票が一致しなければならないことが大原則です。もう一度言いますが、手入力の関係でミスがありましたら、修正し、削除し、新たにやり直していました。

宮本政志委員 手書きの販売原票は、商品の数量や合計金額を計算機で計算し、手書きで記入しますね。例えば、その時点で合計金額の計算ミスがあったとします。その場合、手書きの販売原票の合計金額が間違っていますから、手書きの販売原票の合計金額とシステムに入力した合計金額は一致しません。この場合は手書きの販売原票をどうされていきましたか。

高橋敏明参考人 例えば競りの場合に、売買参加者の番号を間違えていたということがありました。その場合には、システムには正しいものを入力し、手書きの販売原票は見え消しで修正しました。競りの結果を業務システムに入力すれば、仕切書と請求書が出来上がります。仕切書は出荷者に、請求書は売買参加者にお渡しするので、その時に間違いを申し出たことがあったと記憶しています。

宮本政志委員 先ほど「全ての販売原票を見せてもらったと思っております」と言われました。輪飾りの件では、「社長が競りの商品とは別に注文し

た」と言われました。そのように、市場が競りとは別に発注したものについては、販売原票には反映されないんですか。

高橋敏明参考人 市場を経由したものは全て販売原票に反映されます。出荷者に対しては、販売金額をお知らせする仕切書をお渡ししなければなりません。反映させずに違う処理をしたとなると、何とも申し上げにくいですが、もしそのようなことがあれば、私は把握できていませんでした。

宮本政志委員 「社長が個別に発注を受けており、把握ができていなかった」という発言がありましたが、なぜそのようなことが起こるのでしょうか。

高橋敏明参考人 「競りの商品とは別に」と発言しました。注文したものは、買い付けの形ですが、買い付けには相手方がおり、会社を通した取引になります。そのため、システムに入力し、仕切書等を相手方に渡し、購入者には請求書を渡します。買い付け商品扱いであれば、当然、販売原票や支払請求書等があると思います。しかし、子会社を介しておりましたので、どなたが出された、どの商品が、どなたに渡ったかは分からないと申し上げました。ですから、多分、多分という発言は非常に申し訳ありませんが、競り商品以外は、買い付け商品等であり、子会社を介して取引されたんではないか思います。これは推測です。なぜ子会社を介さなければいけなかったのかは、理解しておりません。

高松秀樹委員 手書きの販売原票の内容をシステムに入力する作業は、どなたが行っていたんですか。市場長がされていたのですか。

高橋敏明参考人 従業員が行っていました。野菜、果物等でそれぞれ担当者がいました。私は入力作業を行っていませんでした。

高松秀樹委員 システムに入力したものに基づいて仕切書や請求書が自動的に作成されるということですよ。つまり、入力を間違えれば、全部間違

えるということですか。手書きの販売原票に虚偽記載があれば、出力された販売原票も虚偽記載の内容のまま出力される可能性もあるということですか。

高橋敏明参考人　そういうことになると思います。

森山喜久委員　市場長が販売原票を確認するということでしたが、手書き伝票と打ち出した伝票が一致しているかを全て確認していたのですか。

高橋敏明参考人　そのとおりです。

岡山明委員　もう一度確認しますが、市場長が各販売原票を確認していたのですね。

高橋敏明参考人　市場長が販売原票を確認していました。

森山喜久委員　手書きの販売原票の中に印があり、これを別に転記することが記されていたという話があります。手書きですからミスがあり、そのために印があったのかもしれませんが。販売原票にはいろいろな書き方があると思いますが、それが見にくいから整理し直すために、手書きの部分を別に清書したということはないですよ。

高橋敏明参考人　手書きの原票がすぐに打ち出されておらず、その中に、子会社が購入したのも一緒になった原票があったと記憶しています。森山委員が言われるように、非常に分かりにくい販売原票になっていました。

森山喜久委員　子会社を介したものは分かりにくいと思うんですよ。市場長から市や卸売業者に対して「ここをこうしたら分かりやすい」という要望や改善の指示を行ったことはありますか。

高橋敏明参考人 この輪飾りの件は、非常に分かりにくく、確認もできない状況でしたので、社長に対して、厳重に抗議し、注意しました。その際に、「社員が分かりやすくするために勝手にやったのではないか」という発言があったと記憶しております。抗議、注意はしましたが、それ以上の追及はしませんでした。

岡山明委員 輪飾りの競りでは、売買参加者が3人ということでした。販売原票の中に架空の売買参加者の番号があり、それは子会社の番号であったということでした。子会社を介した取引も同じ原票に含めてしまうと、販売原票が分かりにくくなるので、市場長から子会社に対して、修正し、今後改善するよう依頼したということですか。

高橋敏明参考人 抗議し、厳重注意したということです。どのように修正するのかという話までははしていません。不明瞭な取引が販売原票に記載されており、内容が全く分からないため、社長に対してかなり厳しく抗議したと記憶しています。

森山喜久委員 平成30年12月25日の輪飾りの件は、販売原票の中に子会社の取引も含まれていたということによろしいですか。

高橋敏明参考人 そのとおりです。

高松秀樹委員 子会社とは、具体的に何を指すんですか。

高橋敏明参考人 親会社が100%出資した子会社です。

高松秀樹委員 具体的に社名が分かれば教えてください。

高橋敏明参考人 委員長が言われた注意事項を考えると、具体的な社名を言って良いものか判断できません。

高松秀樹委員 当時、小野田中央青果が100%出資した会社ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 十分特定できたということですね。この件は、買い付けたものが別の場所に置かれており、かなりの不公平感が生じたと推察されます。これについては、嚴重に抗議されたということによろしいですか。

高橋敏明参考人 会社が特に一部の業者から注文を受けて入荷し、皆様にお示ししていない商品があったことは、不信感や疑義が生じる原因になると考えております。そのため、この件は嚴重に注意しました。

高松秀樹委員 子会社に対して販売したことも中央青果の取引なので、販売原票に全て記載しているということですか。

高橋敏明参考人 そういう認識です。

森山喜久委員 販売原票は、競りがあったものは全て記載されているんですか。売買参加者の3人以外に部外者等を含めて何人いたのでしょうか。

高橋敏明参考人 平成30年12月25日の競りは、3人でした。しかし、翌日の朝の競りで購入された方がおり、同じ販売原票に記載されていました。また、子会社についても、同じ販売原票に記載されていたと記憶しています。

高松秀樹委員 平成30年12月25日の取引の詳細を今も記憶しているんですか。それとも、参考人招致に当たって、事前に調査されたんですか。

高橋敏明参考人 平成30年12月25日の取引は、夕方に競りをすること自体が初めてであったので、記憶に残っています。また、この時のことを

振り返り、来年の輪飾りの販売を検討することを社員と話していただきましたので、印象に残っています。

中村博行委員長 かなり前のことを明確に答えていただけるのは、そういう事情があったということですね。

宮本政志委員 子会社が市場で取引することは、別段問題ないんですか。

高橋敏明参考人 議会からもいろいろ御指摘を受けており、発言を控えさせていただきます。

宮本政志委員 子会社が取引してはいけない期間に入っているにもかかわらず、取引したのかをお聞きしたかったんですが、答えられませんか。

高橋敏明参考人 そういったことも含めて、社長交代があったのではないかと考えております。

高松秀樹委員 この輪飾りの件は、全て販売原票に記載をしてあるということで、販売原票が重要です。陳情者は、この日の取引に疑義があるということでしたので、やはり販売原票を入手し、不正な取引があったのかをしっかりと確認する必要があると思います。

中村博行委員長 産業建設常任委員会は、執行部に対して販売原票の写しを資料請求しましたが、販売原票の写しは、存在しないという回答でした。

高松秀樹委員 販売原票に請求書等も全て紐づけされているというお話でした。そもそもの販売原票がないのであれば、決算はどのようにして行ったのかという話になるんですよ。これは、市場長だけの話ではなく、行政全体の非常にずさんな管理が問題になります。我々は、陳情者の意見を聞いて、それをしっかりと確認しないと非常にまずい状況になります。販売

原票を1個ずつチェックすることを行わないといけないので、執行部の不存在という回答がそもそも理解できません。執行部にどういうことかを聞きたいと思います。

中村博行委員長 この後に執行部の出席を求めていますので、その中で聞きたいと思います。手元に資料がありますので、読み上げます。「令和3年5月27日付けで依頼があった件につきましては、該当する文書が存在しませんので通知します」と回答されました。この件は、また後ほどとします。次に、令和元年10月26日のキュウリの競りについて質問します。出荷伝票のキュウリの箱数と、競りの開始時点での箱数が異なっていたが、市場取引でこれは恒常的なことであったのかという質問です。

高橋敏明参考人 出荷者は袋詰めと箱詰めを出荷されていましたが、競りでは袋詰めが早々に売り切れますが、箱詰めは当日中に全量さばけず、翌日に販売されることもありました。うちの注文を優先した販売が多々見られましたので、社長に改善を求めましたが、社長からは「出荷量によって、需給バランスを考慮しながら販売している」と言われました。社長の交代により、改善されたものと思っておりました。

中村博行委員長 次に、この取引では競争妨害の疑義も生じています。管理事務所としての見解を教えてください。

高橋敏明参考人 委託商品につきましては、競りが原則です。競争妨害については、どうお答えしてよいか分かりません。

中村博行委員長 出荷者や購入者は、競争妨害による被害があったと感じていますが、これに対するお考えをお願いします。

高橋敏明参考人 入荷の予定数量や販売価格を掲示し、取引の透明性を指導し、随分改善されたと思っておりましたが、このような取引が行われたこと

は非常に残念に思っております。被害については、どうお答えしてよいか分かりません。

中村博行委員長 販売原票を正常に管理されていたのかお答えください。

高橋敏明参考人 販売原票は、全て卸売業者が管理していました。販売原票は、取引の基となる、最も重要な帳票です。この管理については、市場の開設者が取扱い要領を定める等の検討が必要かもしれません。管理事務所としては、販売原票の提出がなくても、関連する帳票を含めて、いつでも確認できる状態にすることが必須であると思います。

中村博行委員長 高橋参考人は、管理事務所の専任の市場長として、公正、公平に任務を全うされたとお考えでしょうか。

高橋敏明参考人 市場長として3年間市場にいました。1年目は、子会社の在り方、経理体制の改善、会計の問題、取引の透明性等の課題が山積していました。信頼回復に向けて、社長と話し合い、意見してきましたが、一朝一夕とはいかず、途中で社長が交代しました。2年目は、会社の業務停止、民営化への移行といったことがありました。公平、公正を念頭に従事してきたつもりですが、不満や不信感をお持ちの方がおられるということを真摯に受け止めなければならないと思っております。おわび申し上げたいと思います。

中村博行委員長 委員からの質疑を求めます。

森山喜久委員 キュウリの競りのとき、入荷された箱数と袋数が競り時点で異なっていたということに間違いはないということですね。数が合わなかったことを確認されたということですね。

高橋敏明参考人 10月26日に資料を頂いたので、10月6日を確認しまし

たが、土曜日であったと思います。土曜日は勤務しておりませんので、その時に確認はしておりません。

中村博行委員長 この件については、陳情者から、出荷者がかなりの損を被られているという指摘がありました。その事実があったのかどうかが一番大切なところだと思いますが、それについてはどうでしょうか。

高橋敏明参考人 大変申し訳ありませんが、把握しておりませんでした。

森山喜久委員 輪飾りのときに、通常の競り用のものと別の場所に置いてあったものがありました。例えばキュウリ等の品物でも別々の場所に置いてあるということは、よくあったんでしょうか。

高橋敏明参考人 大口の事業者への配送用の場所が決めてあったと思います。そちらに箱物の商品が積まれており、競りが終わった後に配送していました。そういった対応は日常的に行っていました。

森山喜久委員 売買参加者が品物を持って帰るのではなく、配送していたんですか。

高橋敏明参考人 そのとおりです。

森山喜久委員 どの会社が配送していたんですか。

高橋敏明参考人 卸売業者の従業員が行っていました。

宮本政志委員 輪飾りの件もキュウリの件も再三にわたって注意したと発言されましたね。注意を受けた側は、その都度改善をしていましたか。

高橋敏明参考人 改善されていなかったと思います。全てがそうではないとは

と思いますが、改善には至らなかったというのが事実と思っています。

宮本政志委員 いろいろな関係者から数多くの疑義が生じています。高橋参考人は、そういった疑義を余り把握されていなかったように感じていますが、いかがでしょうか。

高橋敏明参考人 そのように感じられてもいた仕方ないと思います。また、そういった関係で社長の交代に発展したのではないかと思います。

中村博行委員長 他はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで質疑を終了したいと思います。最後に、参考人に一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、御意見を述べていただきました。このことは、十分に委員会審査の参考にさせていただきます。本当にありがとうございました。ここで11時まで休憩とします。

---

午前10時50分 休憩

---

(高橋敏明参考人退出、農林水産課入室)

---

午前11時 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続き、委員会を続けます。次に、農林水産課から市場の現状を報告したい旨の申出がありましたので報告を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場の現状について御報告申し上げます。まず、市場取引については、フレッシュがつなぎまでのつなぎとなり、これまでの取引ルールで行っておられます。市に苦情等は入っておりません。次に、民間による市場運営の提案について御報告申し上げます。提案者の募集期間を令和3年5月末までとしたところ、5月26日に1社から、5月31日に2社から、合計3社から提案がありました。提案の内容を確認し、必要に応じて資料の追加提出を求めています。個別ヒアリングは2社に実施し、残り1社は本社が福岡県であり、福岡県は現在、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されているので、

リモートで行えるよう調整しています。今後は、事業者間協議を実施していただくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、協議の期間を当初から1か月延長し、7月末までとします。また、提案者に山口県の認定申請書の様式を配布し、山口県と事前に十分な協議をしてもらうようお願いしています。

中村博行委員長 この件について、質疑を求めます。

森山喜久委員 つなぎまでのつなぎは、いつまで行うのでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 つなぎまでのつなぎは、6月末までフレッシュにお願いしています。コロナ禍のため事業者間協議を1か月延長しましたので、その部分をどうするかはフレッシュと協議します。

恒松恵子委員 1社が緊急事態宣言下の地域にあるため、1か月延長ということは、残りの2社も了承しているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 1か月延長は、昨日、市長、副市長と協議しました。2社に対しては、今日か明日には御連絡したいと思います。

森山喜久委員 福岡県の事業者は、これまでに山陽小野田市地方卸売市場と何か取引があったのでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これまでに取引はありません。令和3年4月20日の市場関係者への説明会で提案者の要件を示しています。この福岡の事業者は、市場関係者から推薦があり、受け付けました。

森山喜久委員 提案者の要件を覚えていないので教えてもらえますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 4月20日にお配りした資料の中で要件を示

しています。「届出については、次のいずれかに該当することとしております。①、昨年度の取引に関わる仲卸業者、売買参加者、出荷者又はそれらを含む新たな事業者、②、①が推薦する外部の事業者」としています。

森山喜久委員 ①に該当する事業者が推薦したということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 推薦者については、昨年度の取引に関わる仲卸業者、売買参加者、出荷者のいずれかで推薦をされたということです。

森山喜久委員 仲卸業者がつなぎまでのつなぎをされているので、売買参加者や出荷者と取引がありますね。その方々が、市場と取引したということになり、①に該当し得るということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 推薦者は、売買参加者です。

高松秀樹委員 「県と十分な協議をしてもらおう」という発言について、詳しく教えてもらえますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市は、市場開設者の要件として、県の認定を取得することとしているので、その取得に向けて十分にチェックすべきであるという御意見もありました。しかし、県の認定基準は非公開で、市はその基準を把握していませんので、県で十分に認定の要件について協議してほしいとお話しております。市は、許認可権者ではありませんので、ヒアリングの中でその辺を確認しながら、県と話をしてもらおうと考えております。

高松秀樹委員 今、市場を継続するという大命題があります。前回は不認定で、今回は3社から提案がありました。我々としては、今回もまた前回と同じことになるという事態は絶対に避けたいと思っています。3社間での

協議を7月末までに行い、ここで1社に決まればいいんです。しかし、決まらない場合もあると思います。そのときに、どうするのかが分かりにくいです。3社とも認定が取れる前提で協議するならいいんですけど、そうじゃないこともあると思います。その辺はどのようにお考えですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 3社で業者間協議をしていただきます。業者間協議の期限が1か月延びたことによって、7月末までに業者間協議をしていただき、まとまらなければ7月末をもって閉場という考え方です。しかし、市は閉場を望んでいるわけではなく、業者間協議がまとまってほしいと思っています。県は認定基準を非公開としていますが、市が県と話をする中で得た情報をヒアリングの中で伝えたいと思いますし、事前に県と提案者が協議することによってある程度その辺の感触が分かるのではないかと思っています。

岡山明委員 福岡の事業者は、卸売業者として実績があるんでしょうか。また、財政面などは問題ないんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 財政的なものについては、ヒアリングの中で確認させていただきます。今、追加資料も求めていますので、その辺も確認しながら、進めていきたいと思っています。

宮本政志委員 山口県の認定基準は、他の都道府県と比較してどのような感じなんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 山口県は、基準を公表していませんので、他の都道府県とも比較はできません。また、民間が手を挙げる、新会社を作って手を挙げるということ自体が県内では事例がありませんでしたが、1件、認定申請されたところがあります。それが一つの事例となり、県が一定の基準を作っていると思いますので、それについてはそこまで厳しいものではないかと思っております。

宮本政志委員 申請者には、認定権者と真剣に協議し、他の都道府県の事例を情報収集し、認定を取るために全力で努力する義務があります。ただ、県と市は、できる限り情報提供し、認定を受けやすくするべきと思うんです。そういった要望はないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市としては、不認定となる事態を繰り返したくないと強く思っており、認定取得のために最大限協力したいと思っています。認定取得に向けて十分なアドバイスをしたいと思います。このアドバイスが事業の誘導にならないように注意しながら、市が関わっていきたいと思っています。

高松秀樹委員 7月末に業者間協議を終え、開設予定者が1社に絞られた場合、県の認定申請とその決定はいつごろになるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 認定申請は、開設予定者が行いますので、タイミングは開設予定者によりますが、遅くとも令和4年3月までには認定を取得していただきます。その計画についてもヒアリングで聞き取りをしています。

高松秀樹委員 県への申請から認定までは、どのくらい掛かりますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 追加資料の提出等がなければ一月程度と聞いています。

高松秀樹委員 業者間協議が整わなかった場合、市場は廃止ということですが、ほかに開設予定者になりたい事業者がいるのに廃止というのは、説得力がないと思っています。例えば、3社の業者間協議で開設予定者を1社に決めましたが、不認定であった場合に、残り2社のうちの次点の者が申請することができないのはなぜか理由を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 現在、3社から手が挙がっていますが、市場をお貸しできる先は1社に対してのみです。そのため、3社で協議していただきます。まとまらないときは閉場と言いましたが、市はそれを望んでいませんので、業者間協議の内容は逐次報告を求めたいと思っています。県は、市場開設者を特定した後でなければ協議が進められないということですが、県や市が3社間の優劣や順番を決めることは困難ではないかと考えています。

高松秀樹委員 開設予定者が1社に決まって、そこが申請して不認定だったというときに、残り2社が再度協議することを認めない理由を言ってください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 方針として、手が上がった3社で業者間協議が整わなければ閉場としています。業者間協議は、どのように整うか分かりません。3社の中で2社が手を下ろすかもしれませんし、1社だけ残るかもしれません。方針としては、とにかく業者間協議が整った場合は、開設予定者として市が貸し出す。整わないときは閉場するという考え方です。

高松秀樹委員 かみ合いませんね。整わなかった場合は廃止せざるを得ないという話じゃないですか。3社のうち1社に決まったとします。その場合は残り2社もやりたいんですよ。しかし、協議した結果、いろいろな理由で1社に決めましたと。そして、申請は出したが、認定は下りませんでしたと。そういう場合に、2社残っているじゃないですか。そこで、その2社が協議して、次の者が上がることができるのか。県は、市の了解が取られたところと協議をするんでしょう。でも市は関知しないと言っているじゃないですか。認定が取れるかどうか分からないと言っているじゃないですか。そこまで市が関知しているなら話は別ですが、関知しないんですよ。ということは皆同じテーブルの上にいるじゃないん

ですか。そのときにどうするのかという話をしているんです。

中村博行委員長 高松委員がおっしゃるのは、1社が駄目だったときに、残りの2社が再度挑戦する可能性を考えているかということです。

河口経済部長 川崎次長が言いましたように1社に絞って、県に届出をし、県との協議に入っていただきます。現在、1社が認定を取れなければ閉場という話はしていますが、残りの2社に認定を取ってもらうことが本当に可能なのかというところも含めて内部で協議したいと思います。協議の結果、やはりその形は難しいという結論になるかもしれませんが、市としては市場を継続したいと思っていますので、今明確なお答えはできませんが、考えていきたいと思っています。

高松秀樹委員 答弁は分かりました。しかし、「今から協議します」ではなく、それを想定して動いてください。市場問題はずっと対応が後手後手です。いろいろなパターンを想像しながら、早めに協議してほしいです。

藤岡修美副委員長 開設に係る届出書に様式第2号があります。福岡県の事業者から届出があったということですが、県外事業者にこれがクリアできるんですか。そこまで考えた上でのこの様式第2号を作られたのか確認します。

川崎経済部次長兼農林水産課長 様式第2号は、市税等に関する宣誓書兼調査に関する承諾書です。これは、山陽小野田市内の事業者に限って提出を求めています。市外、県外の事業者については、該当がありません。

中村博行委員長 もう一度答弁してください。

河口経済部長 様式第2号は、市税に関して調査しますので、御了解くださいという主旨のものです。市外、県外の事業者は、市に法人市民税を納め

ていません。また、市内に固定資産もなければ、山陽小野田市に税金を納めていられませんか。市外、県外の事業者の応募について、様式第2号は、該当なしということで対応します。

藤岡修美副委員長 様式第2号に係る税金の滞納調査については、市外、県外の事業者でもクリアできるという答弁ですか。

河口経済部長 そのとおりです。補助金を交付するときは、相手方に市税の滞納がないことが条件です。市外の方も条件は同じですが、それは納めるべき市税に該当がないと処理をしていると思います。

藤岡修美副委員長 例えば、補助金の相手方である会社が本店所在地の税金を滞納しているかまでは調査しないのですか。

河口経済部長 調査しておりません。

中村博行委員長 市場は、細かいことがまだまだ課題として残っているので、先ほど委員から指摘がありましたが、後手にならないようお願いいたします。今後の経過についても、何かあればその都度報告をお願いします。先ほど、以前に資料請求した小野田中央青果の販売原票のコピーが不存在であったことについて、いかななものかなという意見がありましたのが、その点について答弁できますか。

多田敏明参与 資料請求に対しては、「市に存在しないため、提出できない」と回答しました。「存在しない」という言葉が適切でなかったかもしれませんが、この販売原票は小野田中央青果のもので、現在は破産管財人の管理下にあります。また、平成30年度の販売原票、打ち出し伝票等については、職員が販売原票から日報の記載のチェック、電算的に上がってくる日報、月報、年報のチェックを行っています。資料請求された販売原票は、会社管理下に存在しております。「存在しない」とは、市

の公文書として存在しないという意味で、世の中に存在しないという意味ではありません。先ほど申しました職員のチェックや税務調査の際は、市が小野田中央青果から借り受けて行ったものであり、現在はお返しして、破産管財人の管理下にあります。

中村博行委員長 それでは、農林水産課の報告を終了しますので、退席してください。産業建設常任委員会には、これまで幾つか陳情がありましたが、令和2年1月16日付けでまちづくり会議M i r a iから提出された陳情の回答ができていません。これについては、過去の委員会資料をもう1回精査し、回答を作って、皆様にお示しをしたいと思います。それでは、若干の休憩の後に、建築住宅課に入ってくださいですので、よろしくお願ひします。暫時休憩とします。

---

午前11時38分 休憩

(農林水産課退出、建築住宅課入室)

---

午前11時45分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。審査の2点目は、山陽小野田市営住宅に関することです。具体的には、令和元年12月議会で行った市営住宅条例の一部改正に関して、市議会モニターから「執行部の趣旨説明が不十分であったために、委員会で十分な審査が行われなかった」という指摘がありました。当時の執行部の説明は、「市営住宅条例の一部改正は、民法の改正に伴うもので、連帯保証人を2人から1人に減じる」という説明でした。これに対して、市議会モニターからは、連帯保証人の極度額についての言及がなかったこと、また、連帯保証人に代わる保証会社の検討がなかったことが指摘されています。その点について、執行部の考えをお聞きします。

臼井建築住宅課長 まず、極度額の設定について御説明します。お手元に山陽小野田市営住宅条例とその施行規則がございますか。山陽小野田市営住

宅条例施行規則第5条の2第3号に「契約時の家賃の月額を極度額として保証できること」とあり、極度額については、この規則改正をもって、民法の改正に対応しております。民法の改正に伴って、国から幾つか通知が出ています。資料の10ページ、平成30年3月30日付け「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」、資料14ページ、令和2年2月20日付け「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」が国の通知です。国が管理条例案を示しており、その中で連帯保証人の項目が削除されました。山陽小野田市においては、引き続き連帯保証人を求めています。これは国の通知に「地域の実情を総合的に判断して」とあるとおり、山陽小野田市は当時、総合的に勘案した結果、連帯保証人を残したということです。しかし、国が強く言っていることは、連帯保証人を確保できず、住宅に困窮している方が公営住宅に入れないということがあってはならないということです。資料1ページ、山陽小野田市営住宅の入居手続等における連帯保証人選任に関する要領第3条に該当する方については、連帯保証人を求めない対応を取っています。

中村博行委員長 極度額の件について委員から質疑を求めます。当時の審査の中で、「連帯保証人の人数をゼロにすることも検討します」という回答があったと記憶していますが、そういう協議はされていますか。

臼井建築住宅課長 昨年度に改正民法が施行され、各市がどのような対応を取ったかを調査しています。山陽小野田市と同じく、家賃の6月分を極度額としている市町は、宇部市、防府市、下松市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町です。次に、和木町は家賃の9月分を極度額としていると聞いております。そのほか、光市は18月分、岩国市は12月分を極度額としています。そして、連帯保証人を求めているところが、下関市と山口市です。たくさんの市町が引き続き連帯保証人を求めています。山陽小野田市では、主に三つの理由により連帯保証人を求めています。一つは、入居者と連帯して、極度額の範囲内で滞納

している住宅使用料を納付していただくためです。連帯保証していただくことで、裁判によらずに債権を確保できます。それから、近隣入居者等に迷惑を掛ける行為が起こった場合に、迷惑行為をした入居者は当然ですが、連帯保証人を介して指導できるためです。それから、単身入居者の死亡時に、相続人が家財等の撤去に応じない等の事態になったときに、連帯保証人からの働き掛けが期待できるためです。各市に連帯保証人を残した理由を聞き取りましたが、やはり本市と似た理由で連帯保証人の規定を残したということでした。

高松秀樹委員 極度額は、月額家賃の6か月分ですね。この妥当性はどのように考えていますか。

臼井建築住宅課長 公営住宅法、あるいは市の条例においても、3か月間滞納した場合には退去させるという規定があります。ところが、裁判については、累積の滞納月額が6か月以上のものを対象者として行っているため、極度額は6か月としています。

宮本政志委員 県内の極度額の定め方は、「家賃の何か月分」という表記が多いようですが、家賃は増減しますので、金額を明示しないと問題になる可能性が高いと国は判断しています。通常、住宅の賃貸契約期間は2年ですので、極度額のベースは24か月というのが一般的ですので、本市の6か月というのは、非常に連帯保証人に対する負担が軽減されていると思います。先ほど、連帯保証人を置く理由を三つ言われましたが、それらは、連帯保証人を置かなければ解決できないのでしょうか。裁判所や弁護士を利用し、解決することもできると思いますがどうでしょうか。

臼井建築住宅課長 もちろん、裁判所に訴えれば解決に向かうかと思いますが、その前に解決できることを期待しているということです。

宮本政志委員 令和2年4月1日から改正民法が施行し、それ以降の入居者と

は、新法により契約していると思います。それ以前の方々は、旧法での契約ということによろしいですか。

臼井建築住宅課長 改正民法が施行される以前の入居者に対して、法が遡及することはないと理解しています。

宮本政志委員 そうすると、民法改正前の連帯保証人と民法改正後の連帯保証人との間に大きな差が出てきますね。改正民法により連帯保証人の負担を軽減できることを入居者の方々に周知されましたか。

臼井建築住宅課長 現在、そういった周知は行っておりません。6か月以上の滞納が起こった場合に裁判に訴えることができますが、市としては、文書、面談、電話等で支払に応じるよう指導しつつ、一定程度の滞納が起これば、訴えを提起します。ですから、民法改正後の連帯保証人と民法改正前の連帯保証人に極端な差が出てくるといことは考えづらいと思います。民法が改正され、保証契約に極度額が必要となった理由は、最高裁判例、あるいはその判例を基にした下級審判決で出ておきまして、賃料未払が生じたときの保証人に対する多大な額の請求が権利の乱用であり、信義則に反しているから違法であるということが根拠です。したがって、もし仮に市が連帯保証人に対してそのような対応を行っていれば、当然、信義則に反することになりますので、連帯保証人への請求は、その実情に応じて抑制的なものになると理解しております。

宮本政志委員 今言われた法の趣旨は、保証会社が代行できる内容がかなり含まれていませんか。

臼井建築住宅課長 現在、本市は、保証会社を利用する機関保証を設けておりません。県内では、山口県や岩国市が機関保証を設けているようです。資料の15ページを御覧ください。これは、県営住宅の入居者向けの案内文書で、県と高齢者住宅財団が契約を結んでいるので、入居に当たり

機関保証ができるという内容です。岩国市も同様に、こういった会社を利用されているようです。それから、資料の26ページから28ページまでは、国土交通省のホームページで、現在登録されている家賃の債務保証業者の一覧が掲載されています。ほとんどが東京や大阪で、近隣では福岡県や大分県にも事業者は存在していますが、山口県内の自治体を利用されている保証会社は高齢者住宅財団です。これは、保証料の違い等で何か事情があるのかと思います。建築住宅課としては、こういった要件で、こういった金額で、誰を対象にしてどこまでが許容されるのかを調査し、保証会社の導入を検討したいと思っています。

宮本政志委員 連帯保証人も保証会社も不要にすると、何か起こったときに全て税金で対応せざるを得なくなるので考えものです。しかし、保証会社のみを連帯保証人としてしまうと、保証会社の審査に通らない人は、入居できなくなってしまいます。答弁されたように選択できる形がなければいけないと思います。保証会社は、県内や近隣になれば契約できないことはありません。その辺りもスピードを上げて調査していただき、保証会社を使える形を是非進めていただきたいと思います。

中村博行委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今回、市議会モニターの意見は、「執行部の説明が不十分であったために、委員会審査も不十分であった」ということでした。今後、議案を上程する際には、内容をしっかりと説明していただくようにお願いします。

河田建設部長 今後、市営住宅を御利用される皆様にとって選択肢が増えるよう、より良い方法を考えていきたいと思っています。

壹岐建築住宅課住宅管理係主任主事 市営住宅の賃貸借契約は、期間の定めのない契約です。2年ごとに更新するものではないことを補足します。

中村博行委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上をもち

まして、産業建設常任委員会を終了します。お疲れ様でした。

---

午前12時7分 散会

---

令和3年（2021年）6月17日

産業建設常任委員長 中 村 博 行